

福井県リサイクル製品認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生資源を利用して製造されたものをリサイクル製品として認定する制度を設けることにより、リサイクル製品の利用促進およびリサイクル産業の育成を図り、もって廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、資源循環型社会を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「リサイクル製品」とは、再生資源を利用し、製造加工された物であって、別表1に掲げるものまたはこれらに類するものをいう。

2 この要綱において「再生資源」とは、一度使用され、もしくは使用されずに廃棄された物または製品の製造、加工、修理もしくは販売、エネルギーの供給もしくは土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物であって、原材料として利用することができるものまたはその可能性のあるものをいう。

(認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、再生資源の適正処理の推進および環境負荷の低減に資するものを「福井県リサイクル認定製品」（以下「認定製品」という。）として、認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、別紙様式第1号により申請するものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定したときは、当該認定の申請者に別紙様式第2号による認定証を交付するとともに、周知するものとする。

(認定対象製品)

第4条 第3条第1項の認定の対象となる製品は、リサイクル製品のうち次の各号に掲げる要件（以下「認定要件」という。）に適合するものとする。

- (1) 主として県内で発生する再生資源を利用し、県内で製造されるものであること。（製造工程の一部が県外で行われている場合を含む。）
- (2) その普及が廃棄物の減量化・リサイクルに大きな効果を有すると認められること。
- (3) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されること。
- (4) 申請時において既に県内で販売されており、または申請から6か月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (5) 別表2に定める福井県リサイクル製品認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していること。

(認定期間)

第5条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して5年を経過する日の属する年の末日までとする。

2 第3条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の期間が満了した場合において、その更新を希望するときは、別紙様式第1-2号により申請することができる。

(変更の届出)

第6条 認定事業者（前条第2項の規定により認定期間が更新された者を含む。以下同じ。）は、認定製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、別紙様式第3号により知事にその旨届け出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 知事は、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が認定要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が前条の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 認定事業者が第9条第2項、同第3項または第10条第3項の規定に違反したとき。

- (4) 認定事業者が正当な理由なく第10条第4項もしくは第11条第1項の報告を行わず、または虚偽の報告を行ったとき。
- (5) 認定事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の生活環境の保全を目的とする法令の規定に重大な違反をしたとき。

2 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

（県の責務）

第8条 県は、認定製品の利用促進について、地域から発生する再生資源を利用した製品については運搬等に伴う環境負荷が低減されることに留意し、「福井県庁グリーン購入推進方針」に基づき積極的利用を図るものとする。

2 県は、県民、市町村および関係機関に対し、認定製品の広報を図るとともに、その積極的利用を呼びかけるものとする。

（認定製品の表示）

第9条 認定事業者は、認定製品に「福井県リサイクル認定製品」である旨表示することができる。

2 認定事業者は、認定製品の品質および性能について事実と異なる表示をしてはならない。

3 認定事業者は、認定製品でない製品について、認定製品と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。

（認定事業者の責務）

第10条 認定事業者は、認定製品に係る認定要件を維持し、品質および安全性等を確保しなければならない。

2 認定事業者は、認定製品に係る品質および安全性等の問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

3 認定事業者は、認定製品について毎年認定要件への適合状況を確認し、関係書類を5年間保存しなければならない。

4 認定事業者は、毎年6月30日までに前年度の認定製品の販売実績等を別紙様式第4号により知事に報告しなければならない。

（報告および立入調査）

第11条 知事は、必要に応じ、認定製品の認定基準への適合状況等について、認定事業者、または原材料を排出する者もしくは納入する者から報告を求めることができる。

2 知事は、必要に応じ、職員を認定事業者の事業場等に立ち入らせ、調査をすることができる。

（所掌）

第12条 この要綱に関する事務は、安全環境部循環社会推進課において所掌する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年12月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年10月22日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に認定を受けている認定製品については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に受けている認定の有効期間については、知事が認定した日から起算して5年を経過した日の属する年の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

別表 1

福井県リサイクル製品認定対象品目

品 目	製品区分
再生パルプ使用衛生用紙	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙等
再生パルプ使用情報用紙	印刷用紙、コピー用紙、コンピューター用紙等
再生パルプ使用事務用品	封筒、ノート、フォルダー、事務用ファイル、ボックスファイル、帳票類、パンフレット等
その他の再生パルプ使用製品	緩衝材、容器等
廃木材再生品	エコ鉛筆等
廃木材を使用したボード	
間伐材・小径材を使用した木製品	家具、土木資材等
廃プラスチック再生品	擬木、プランター、型枠、文具等
再生PET樹脂を使用した衣服	
再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品	身の回り品、履き物等
再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品	結束材、ベルト、袋、不織布等
廃材を使用したタイル・ブロック・レンガ	タイル、ブロック、インターロッキングブロック、レンガ等
再生土木資材	再生砕石、再生アスファルト、コンクリート2次製品、レディーミクストコンクリート、地盤改良材、盛土材、埋戻材等
肥料、土壌改良材、マルチング材	
その他上記以外のもの	

福井県リサイクル製品認定基準

区 分	認定基準等
安全性への配慮	<p>次のア、イを満たす安全性に配慮したものであること。</p> <p>ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>イ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p> <p>ただし、「燃え殻・ばいじん（木質バイオマスボイラーにより発生したものに限り）を再生資源とした盛土材等」または「無機性汚泥を再生資源とした埋戻材等」については、ウ、エの基準も満たすこと。</p> <p>ウ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく「土壌含有量基準」に適合していること。</p> <p>エ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。</p>
規格等	<p>次のいずれかの規格に適合していること、またはこれに準じていること。</p> <p>ア 日本産業規格（JIS）</p> <p>イ エコマーク認定基準</p> <p>ウ 福井県土木工事共通仕様書（土木部）</p>
その他	<p>別紙「福井県認定リサイクル製品認定基準の品目ごとに定める再生資源の使用率」を満たしていること。</p>

※ 特別管理一般廃棄物

- ・ PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物

※ 特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・ 廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・ 血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物
- ・ 有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿等

別紙 福井県認定リサイクル製品認定基準の品目ごとに定める再生資源の使用率

再生資源	品目	製品区分	使用率
紙くず・古紙	再生パルプ使用衛生用紙	トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙等	おおむね 100%
	再生パルプ使用情報用紙	印刷用紙、コピー用紙、コンピューター用紙等	おおむね 70%以上
	再生パルプ使用事務用品	封筒、ノート、フォルダー、事務用ファイル、ボックスファイル、帳票類、パンフレット等	おおむね 50%以上
	その他再生パルプ使用製品	緩衝材、容器等	おおむね 50%以上
木くず	廃木材再生品	エコ鉛筆等	おおむね 100%
	廃木材を使用したボード		おおむね 100%
	間伐材・小径材を使用した木製品	家具、土木資材等	おおむね 70%以上
廃プラスチック類	廃プラスチック再生品	擬木、プリンター、型枠、文具等	おおむね 70%以上
	再生PET樹脂を使用した衣服		おおむね 50%以上
	再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品	身の回り品、履き物等	おおむね 50%以上
	再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品	結束材、ベルト、袋、不織布等	おおむね 50%以上
ガラスおよび陶磁器くず	廃材を使用したタイル・ブロック・レンガ	タイル、ブロック、インターロッキングブロック、レンガ等	おおむね 40%以上
がれき類	再生土木資材	再生砕石、再生アスファルト等	おおむね 50%以上
動植物性残渣 家畜ふん尿等	肥料、土壌改良材、マルチング材		おおむね 70%以上
フライアッシュ	再生土木資材	地盤改良材等	おおむね 20%以上
クリンカアッシュ	再生土木資材	再生砂等	おおむね 100%
燃え殻・ばいじん <small>(木質バイオマスボイラーにより発生したものに限り)</small>	再生土木資材	盛土材等	おおむね 50%以上
無機性汚泥	再生土木資材	埋戻材等	おおむね 70%以上
その他	上記以外のエコマーク製品		使用率の規定を除外する

コンクリート製品

再生資源	品目	製品区分	使用率
ガラス	再生土木資材	コンクリート2次製品、レディーミクストコンクリート	使用細骨材のおおむね5%以上
陶磁器くず	再生土木資材	コンクリート2次製品、レディーミクストコンクリート	使用粗骨材、細骨材いずれかのおおむね40%以上
がれき類	再生土木資材	コンクリート2次製品、レディーミクストコンクリート	使用粗骨材、細骨材いずれかのおおむね40%以上
繊維くず、木くず等	再生土木資材	コンクリート2次製品、レディーミクストコンクリート	使用廃棄物(繊維くず、間伐材等)の容積率が10%以上
フライアッシュ	再生土木資材	コンクリート2次製品、レディーミクストコンクリート	使用セメント(フライアッシュ+セメント)のおおむね20%以上
溶融スラグ	再生土木資材	コンクリート2次製品、レディーミクストコンクリート	使用細骨材のおおむね30%以上50%未満

※1 再生資源とコンクリート2次製品原料の質量が、著しく異なるものにあつては、再生資源「繊維くず、木くず等」の基準を用いる

※2 使用率の計算方法(フライアッシュの場合)
 使用率 = フライアッシュ / (フライアッシュ + セメント)